

第 15 回 総会議事録

1 開催の日時 令和6年8月29日(木)午後3時00分～午後4時00分

2 開催の場所 松江市役所 西棟5階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第90号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第92号 非農地確認について

議 第93号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第23号 会長専決処分の報告

報告第24号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(19名) 欠席委員(0名)

1番 小村 伸吾 (出)	2番 吉岡 雅裕 (出)	3番 角田 正紀 (出)
4番 足立 裕子 (出)	5番 伊藤 和明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 清原 昭 (出)	8番 磯部 美津子 (出)	9番 古藤 俊光 (出)
10番 渡部 文明 (出)	11番 宮廻 彰夫 (出)	12番 永江 りえ (出)
13番 勝田 達雄 (出)	14番 矢野 秀行 (出)	15番 松本 喜次 (出)
16番 石原 一男 (出)	17番 岸本 定朝 (出)	18番 森口 順子 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	能海 朋之	農地係主任	佐藤 努
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	石原 裕子
農地係主任	青山 浩之	農地係主任主事	井上 雄太

6 会議内容

会 長 定刻になりました。まず、総会議事に入る前に、事務局から事務連絡がありますので、説明をお願いいたします。

(議 長)

事 務 局 7月総会議案の訂正がございます。「第14回松江市農業委員会総会議案の訂正について」という縦書きA4サイズの2枚ものをお配りしております。報告22号事務局専決処分報告書の農地の形状変更の届出の受理年月日が誤っておりました。別紙に記載されております受理年月日が正しいものとなっておりますので、お手数をおかけして申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

議 長 それでは、ただ今から第15回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届はございませんので、委員定数19名のうち、19名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。11番委員、12番委員にお願いいたします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事及び井上主任主事にお願いいたします。それでは、議事にはいります。議第89号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 失礼いたします。議第89号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて、農地法第3条説明資料をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は5件7筆でいずれも所有権移転です。

はじめに28番の案件についてご説明します。申請は西持田町の地目田2筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、相続人がいないため、申請地の近所で耕作していただける方を探していたところ、耕作する人が見つかったためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、現在、申請地近くの田畑を耕作しているが、この度、その近所の田を譲ってもらえる話をいただいたためです。受人の世帯は、トラクター、草刈機、散布機、育苗機、管理機、運搬車、軽バン等の農業用機械を所有されております。取得後は水田をされます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に29番の案件についてご説明します。申請は美保関町千酌の地目畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢のため自宅から遠方にある田・畑は耕作に不便であり、現在、田は農事組合に管理を依頼し、畑は耕作を行っていないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のため、義父に代わって耕作を行うためです。受人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に30番の案件についてご説明いたします。申請は玉湯町林の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢になり耕作が難しくなった。受人からの要望のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅に隣接しているため耕作が便利。本人・子どもに耕作に意欲があるためです。受人の世帯は、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されません。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に31番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町白石の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望です。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のためです。受人の世帯は、耕運機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜

事 務 局	を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に32番の案件についてご説明いたします。申請は八束町波入の畑2筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢により耕作困難となり農業後継者もいないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自家所有の畑が日照等で収穫量が減っていたためです。受人の世帯は、草刈り機、噴霧器等の農業用機械を所有しておられます。取得後は果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものとみとめられます。ご審議の程よろしくお願ひします。
議 16 番 委 員 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議	それでは無いようでございますので、採決をいたします。議第89号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (なしの声)
議	ご異議なしということですので、議第89号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第90号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	失礼します。議第90号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の3ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。 4条7番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町内馬の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は401㎡、所要面積も同様の401㎡です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 16 番 委 員 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 事務局から説明があった通り、許可相当と判断しました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。 (なしの声)
議	ないようでございますので、採決いたします。議第90号は島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第90号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	ご異議なしということですので、議第90号は、原案のとおり許可することに決ま

議 事	長 務 局	<p>す。次に、議題 91 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>失礼します。議第 91 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 5 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 3 ページをご覧ください。</p> <p>初めに、5 条 33 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は資材置場です。許可該当条項は、農地法施行規則第 35 条第 5 号で、既存の施設の 2 分の 1 を超えない面積の拡張に該当します。転用面積は 831 m²、所要面積も同様の 831 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、資材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5 条 34 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町古浦の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が 40%を超えていることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場敷地です。転用面積は 124 m²、所要面積も同様の 124 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を駐車場敷地とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5 条 35 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町西岩坂の 3 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 6 年 6 月 5 日付けで農振除外済みです。転用目的は建売分譲住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で、集落接続に該当します。転用面積は 2,647 m²、所要面積も同様の 2,647 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、建売住宅 10 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>最後に、5 条 36 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町玉造の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化区域および市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は 243 m²、所要面積も同様の 243 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 1 6 議	長 番 委 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>番号 35 番については、農振除外の現地調査済みであるため、今回は行っておりません。その外の案件については、事務局から説明があった通り、いずれも許可相当と判断しました。</p> <p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>

議	長	(なしの声)
		ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第 91 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号 34 番、36 番について採決いたします。議第 91 号のうち、番号 34 番、36 番について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 91 号のうち、番号 34 番、36 番は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第 91 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号 33 番、35 番について採決いたします。議第 91 号のうち、番号 33 番、35 番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 91 号のうち、番号 33 番、35 番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に議第 92 号「非農地確認について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	局	<p>それでは、議第 92 号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案 8 ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは 4 件 18 筆です。</p> <p>初めに、44 番について説明します。土地の所在は、手角町の市街化調整区域、農振農用地区域外の畑 2 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、国道 431 号線と県道美保関八束松江線の交点から北東に約 1,500 メートル進んだ北約 20 メートルに位置しており、昭和 45 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。</p> <p>次に、45 番について説明します。土地の所在は、上大野町の市街化調整区域、農振農用地区域外の田 1 筆、畑 3 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道大野魚瀬恵曇線と市道藤坂譲葉線の交点の東に位置しており、昭和 43 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。</p> <p>次に、46 番について説明します。土地の所在は、坂本町の市街化調整区域、農振農用地区域外の畑 2 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、国道 431 号線と市道東持田坂本線の交点から北に約 1,500 メートル進んだ北約 50 メートルに位置しており、平成 16 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。</p> <p>最後に、47 番について説明します。土地の所在は、長海町の市街化調整区域、農振農用地区域外の田 4 筆、畑 6 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道松江島根線と市道日吉 2 号線との交点から北に約 200 メートルの西に位置しており、平成 23 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。</p> <p>以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につ

議	長	きまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)		
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 92 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)		
議	長	ご異議なしということですので、議第 92 号は、原案のとおり確認することに決めます。次に議第 93 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。		
事	務	局	失礼します。議第 93 号、松江市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。所有権移転について、お手元の総会議案 13 ページをご覧ください。所 1 番は宍道地区の案件です。譲渡人は譲受人より要望があったため、譲受人は新規就農者であり、ぶどう栽培をする農地を取得するため、所有権移転するものです。相對契約について、14 ページをご覧ください。利 1 番は島根地区、新規案件です。利 2 番は八束地区、新規案件です。今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田 641 m ² 、畑 329 m ² 、計 970 m ² です。転貸契約について、16 ページをご覧ください。転 1 番は古江地区、更新案件です。転 2 番は東出雲地区、新規案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 4,389 m ² 、畑 8,927 m ² 、計 13,316 m ² です。 以上、ご審議お願いいたします。	
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)		
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 93 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)		
議	長	ご異議なしということですので、議第 93 号は、原案のとおり決定することに決めます。次に、報告に入ります。報告第 23 号「会長専決処分の報告」及び報告第 24 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。 (報告)		
事	務	局	長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第 15 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。